

## 上北地域食育ネットワーク協議会設置要領

### (設置)

第1条 地元農林水産物や地域の食文化を活用し、心身ともに健康で活力に満ちた「暮らし」と持続可能な「食」の実現を目指す食育県民運動の上北地域における推進を図るため、「上北地域食育ネットワーク協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 上北地域における食育県民運動の円滑かつ効果的な推進に関すること
- (2) その他必要と認められる事項

### (組織)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 協議会には会長を置き、会長は上北地域県民局地域農林水産部長をもって充てる。

### (会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて前条第1項に定める者以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 協議会の会議を欠席する委員は、会議に代理の者を出席させることができる。
- 4 会議の進行は、会長が指名した者が執り進める。

### (事務局)

第5条 協議会の事務局は、上北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室に置く。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要領は、平成18年10月13日から施行する。  
この要領は、平成19年8月3日から施行する。  
この要領は、平成23年4月25日から施行する。  
この要領は、平成30年9月27日から施行する。  
この要領は、令和3年11月26日から施行する。

#### (かみきた「食」と「いのち」の協議会設置要領の廃止)

- 2 かみきた「食」と「いのち」の協議会設置要領(平成13年12月19日施行)は廃止する。

(別表) 上北地域食育ネットワーク協議会委員

No		団体名・職名
1	食育協力団体等	とわだグリーン・ツーリズム研究会 会長
2		東北町特産品販売促進協議会 会長
3		生活協同組合コープあおもり 理事
4		上十三保健所管内食生活改善推進員連絡協議会 会長
5		十和田市連合PTA会 事務局
6		三沢市連合PTA会 事務局
7		上北郡連合PTA会 事務局
8		(公社)青森県栄養士会上十三地区会 会長
9		(株)スーパーカケモ 営業企画室 商品部長
10		青森県立三本木農業恵拓高等学校 農場長
11	農 協	十和田おいらせ農業協同組合 指導やさい部 指導課長
12		おいらせ農業協同組合 営農部 指導課長
13		ゆうき青森農業協同組合 営農経済部 営農指導課長
14	市町村	十和田市 健康福祉部 健康増進課長
15		三沢市 健康福祉部 健康推進課長
16		野辺地町 健康づくり課長
17		七戸町 健康福祉課長
18		六戸町 福祉課長
19		横浜町 健康みらい課長
20		東北町 保健衛生課長
21		六ヶ所村 健康課長
22		おいらせ町 保健こども課長
23		県
24	上北教育事務所 教育課長	
25	営農大学校 農産園芸課長	
26	上北地域県民局地域農林水産部 部長(会長)	